

呉市立小中学校タブレット端末等導入事業

公募型プロポーザル

優先交渉権者選定基準

令和2年9月2日

呉市

## 第1 本書の位置付け

呉市立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）は、呉市（以下「発注者」という。）が、呉市立小中学校タブレット端末等導入事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集及び選定を行うに当たって、本事業の募集に参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）の中から、最も優れた提案を行った参加者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するための方法、評価項目等を示し、参加者の提案に具体的な指針を与えるものであり、呉市立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル実施要領と一体のものとする。

## 第2 優先交渉権者選定の概要

### 1 審査の方法

優先交渉権者の選定については、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、参加者の提案を幅広く取り入れる観点から、「呉市立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル実施要領」及び「呉市立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル仕様書」に基づき、本事業に係る対価、提案内容等を審査し、評価を行う。

### 2 選定の体制

審査に当たっては、呉市立小中学校タブレット端末等導入事業優先交渉権者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定基準に関する審議並びに参加者から提出された本事業に関する企画提案書、見積書等の書類等（以下「提案書等」という。）の審査を行い、優先交渉権者を選定する。なお、選定委員会の審査内容は非公開とする。

### 3 選定の方法

#### (1) プレゼンテーション・ヒアリング

審査に当たり、参加者によるプレゼンテーション、選定委員会による参加者へのヒアリングを実施する。

なお、参加者から提出された提案書等に疑義がある場合は、参加者に内容の確認及び追加資料の提出や個別ヒアリングを求める場合がある。また、参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等については、提案内容と同様の扱いとし、本業務の契約上の拘束力があるものとして取り扱う。

#### (2) 評価・配点

配点は、150点とし、次の【表1 評価項目及び配点等】に示す評価項目、評価支店及び配点に従い、参加者の提案内容について加点評価し得点化する。なお、得点化に際しては【表2 各評価項目の得点化基準】により提案内容を6段階で評価し、得点を付与する。

表1 評価項目, 配点等

区分	No	評価項目	評価視点	配点
実績	1	企業の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>官公庁又は一般企業において、平成27年度以降に1契約につき1,000台以上のパソコン端末（タブレット端末含む）の納入業務を受託し、完遂した実績を有しているか。</li> </ul>	5
タブレット端末等	2	タブレット端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>OSはiPad OS 13以上とし、最新の機種で提案したうえで、新品を納品することができるか。</li> <li>本体色も含めて、全て同じものを納入することができるか。</li> </ul>	5
	3	キーボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>Apple社のMFI認証取得済み製品であるか。</li> <li>JIS配列日本語キーボードであるか。</li> <li>Bluetooth接続でない仕様になっているか。</li> <li>電源不要の仕様になっているか。</li> <li>ケースと一体化しているか（高評価対象）。</li> </ul>	10
	4	MDM	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年間の管理・運用を行い、それに係るすべての経費を提案価格に含めているか。</li> <li>日本語のインターフェースで運用できるか。</li> <li>学校舎内及び呉市教育委員会におけるサーバ設置を必要としないクラウド型のサービスであるか。</li> <li>iPad OSでの管理ができるか。</li> <li>ロイロノートスクール等の授業支援ソフト等の管理ができるか。</li> <li>タブレット端末のポリシーは、管理者が一括変更できるものであるか。</li> </ul>	10
	5	タブレット端末用ケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタンド機能付きであるか。</li> <li>色を含めて、全て同じものを納入することができるか。</li> <li>キーボード一体型になっているか（高評価対象）。</li> </ul>	5
初期設定	6	画面保護フィルム	<ul style="list-style-type: none"> <li>タブレット端末に貼付した状態で各学校に納入できるか。</li> </ul>	5
	7	端末保証／補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>納入検査時に発生した端末等の不具合、紛失、盗難に対し、無償交換を行う範囲を明示できているか。</li> <li>故障等には、即時対応できる体制になっているか。</li> </ul>	10
	8	ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業支援（ロイロノートスクール推奨）及び学習支援ソフト（G-Suite for Education）の提案やワープロ、表計算及びプレゼンテーションのためのアプリケーションソフトを提案しているか。</li> </ul>	10

9	キッティング (設定作業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定のための次の初期作業ができるか。</li> <li>┌  ・ 端末の管理台帳作成 (端末名, 管理番号, シリアル番号, MACアドレス等)</li> <li>  ・ 各ライセンス紐付け</li> <li>  ・ 端末設定用シート (MDM, フィルタリングソフト等のシステム設計等), 資産管理シール等の作成・貼付</li> <li>└  ・ W i F i の接続設定</li> <li>・ 利用制限事項を明示することができるか。</li> </ul>	10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入する物品の一覧表を作成することができるか。</li> <li>・ 取扱説明書, 保証書等を各学校へ納入することができるか。</li> <li>・ 故障補償時や年度更新時の効率的な再設定方法を提示しているか。</li> <li>・ アプリケーションソフトのインストールを提示しているか。</li> <li>・ タブレットの輸送及びストック作業を提示しているか。</li> <li>・ 開梱作業及び梱包材の処分作業を提示しているか。</li> <li>・ キッティング後の機器の再梱包作業を提示しているか。</li> </ul>	10
10	フィルタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サーバー設置を必要としないクラウド型サービスであるか。</li> <li>・ 有害サイトのブロックやアクセス制限等の機能を提示できているか。</li> <li>・ 情報漏洩防止対策, 外部からの不正侵入対策等, 多層防御によるセキュリティーを提示できているか。</li> <li>・ 自宅への持ち帰りを前提とするインターネット接続時のフィルタリング機能の設定を提示できているか。</li> <li>・ i O S S a f a r i でフィルタリングができ, かつ, インブラウザ (アプリ内ブラウザ) も制御対象になっているか。</li> </ul>	10

保守・管理	11	保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守期間は5年間であることを明記しているか。</li> <li>・ハード面，ソフト面共通で，次の項目を満足しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全の概念を意識しているか。</li> <li>・ヘルプデスクの設置・運用ができるか。</li> <li>・通常の日常保守，相談への対応が可能</li> <li>・運用期間内に発生したタブレット端末等の不具合，紛失，盗難に対し，無償交換を行う範囲を明示できているか。</li> <li>・トラブル発生時に原因の調査を行い，適切な指示が出せる体制にあるか。</li> <li>・保守対象業務と保守対象外業務とは明確に分離できているか。</li> <li>・オンサイト保守の体制は整備できているか。</li> <li>・学校及び教育委員会と連携し対応することができるか。</li> <li>・地域への貢献（技術移転，雇用創出等）について記述されているか。</li> </ul> </li> </ul>	10
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード面の保守について，以下の項目を満足しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用期間における故障時及び紛失・盗難発生時の対応等の問い合わせ窓口を運用できるか。</li> <li>・児童生徒数の減少に伴う余剰端末の活用方法について提案できているか。</li> <li>・台帳管理の体制は整っているのか。</li> <li>・タブレット端末等，各機器のマニュアルは整備できているか。</li> </ul> </li> </ul>	10
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト面の保守について，以下の項目を満足しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・インストールされているアプリケーションソフトのバックアップ及びアップデートが行えるか。</li> <li>・インストールされているアプリケーションソフトの不具合の修復を行えるか。</li> <li>・インストールされているアプリケーションソフトの機能改善，機能拡張の提案ができるか。</li> <li>・データの保存，管理及びバックアップが行えるか。</li> <li>・データの漏洩・改竄防止策，外部からの不正侵入防止策等を講じているか。</li> <li>・MDM等を使った，年度更新時への対応ができるか。</li> <li>・各アプリケーションソフトのマニュアルは整備できているか。</li> </ul> </li> </ul>	10
	12	研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員に対し，タブレットの基本的な操作や各アプリケーションソフトの操作等についての定期研修（年2回程度）を提案しているか。</li> </ul>	10
	13	保守・研修に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守管理，研修費用は妥当か。</li> </ul>	20

【表2 各評価項目の得点化基準】

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案内容が要求水準より極めて優れている	配点×1.0
B	提案内容が要求水準より優れている	配点×0.8
C	提案内容が要求水準に達している	配点×0.6
D	提案内容が要求水準よりやや劣る	配点×0.4
E	提案内容が要求水準より劣る	配点×0.2
F	未記入	配点×0.0

(3) 優先交渉権者の選定

ア 呉市立小中学校タブレット端末等導入事業優先交渉権者選定委員会設置要綱第2条に規定する委員が、提案内容を審査するとともに評価項目及び配点等に基づく採点を行い、失格者を除いた各委員の採点の合計点数が最も高い参加者を優先交渉権者として選定する。

イ 合計点数が同一の参加者が複数いた場合には「保守・管理」の項目の評価点が高い参加者を優先交渉権者とする。

ウ 上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、優先交渉権者として選定しない。

エ 優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、失格者を除いた総得点が2番目の者を次点者とする。